

税務署
受付印

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

令和____年____月____日 提出

〒

住所 _____

税務署長

申請者

氏名 _____

(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の4第18項
第70条の6第22項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地

上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けた

ので、租税特別措置法施行令 第40条の6第39項
第40条の7第42項 の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

(1) 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先(事業施行者)の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日	令和____年____月____日	
	貸付期限	令和____年____月____日		
	地上権等の登記の有無	有 ・ 無		
	賃貸料の金額	円 ・ 無償		

(2) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名
	使用目的

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、令和____年____月____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
	年 月 日		

※欄は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限り。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 22 項」と「第 40 条の 7 第 42 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の 4 第 18 項」と「第 40 条の 6 第 39 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 3 2 (1) の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。
- 4 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 5 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注)自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から 2 か月以内の日に限られます。
- 6 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 7 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限り。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し